

新春賀詞交歓会を開催します

平成26年の新春を寿ぐとともに地域の振興と新しい年の飛躍を祈念し、下記のとおり「平成26年伊賀市商工会新春賀詞交歓会」を開催いたします。会員の皆様、是非ご出席ください。



日時：平成26年1月22日(水) 午前11時 受付 午前10時30分から
場所：青山ガーデンリゾートホテル ローザブランカ 伊賀市寺脇721 TEL: 0595-52-5586
会費：5,000円(当日会場受付にて申し受けます)
※ご案内の葉書にて出欠を12月27日(金)までにご返信ください。

◆◆ 年末調整のご準備はお早めに! ◆◆

給料や報酬などについて源泉徴収をした所得税の納期限は1月10日(金)です。納期限の特例の承認を受けている場合は1月20日(月)です。税理士さん等への報酬の支払報告と合わせて期限内納付をお願いします。昨年と比べて変わった点は下記のとおりですので、ご注意ください。

- ① 復興特別所得税を源泉徴収することとされました。
平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成23年法律第117号)が公布されました。これにより、所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、復興特別所得税を併せて徴収し、源泉所得税の法定納期限までに、その復興特別所得税を源泉所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。
源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額とされており、復興特別所得税は、所得税の源泉徴収の際に併せて源泉徴収することとされています。
- ② 給与等の収入金額が1,500万円を超える場合の給与所得控除額については、245万円の定額とすることとされました。
- ③ 特定の役員等に対する退職手当等に係る退職所得の金額の計算については、退職所得控除額を控除した残額を2分の1する措置が廃止されました。

工業統計調査が実施されます

経済産業省では、日本の「工業」のすがたを明らかにするために工業統計調査を行っています。その結果は国や地方公共団体の行政施策の基礎資料になるとともに「工業統計表」として経済産業省のホームページや統計書などで発表しているので、全国の事業所数や従業者数、生産額のほか、都道府県や市町村の統計データを知ることでもあります。今年も12月下旬から1月上旬にかけて統計調査員が市内の事業所を訪問します。正確な統計データ作成のためにご協力をお願いします。

統計調査員は、身分を証明する「調査員証」を携帯しています。調査員証の提示がない場合や問い合わせに不審な点を感じられた場合は即答せず、市、県または経済産業省にご連絡ください。また、本調査の実施後に、市、県及び経済産業省の担当者が、記入内容について問い合わせをさせていただく場合があります。



リーガルサポートシステム(企業法務専門支援員制度)のご案内

商工会では弁護士資格を持つ企業法務専門支援員を常時設置し、会員の皆様からの法律相談に無料で応じる制度があります。請負契約、債権回収、相続関係、連帯保証人、時効制度等のご相談や身近な法律相談(事業以外の相談も可)まで、気軽にご利用ください。相談予定日は毎月第一金曜日です。(平成24年度は28件の相談がありました。)

次回相談予定日 平成26年1月10日(金) 午前10時～午後4時

■ご相談を希望される方は、商工会本所または最寄の支所まで事前にお申し込みください。

平成25年分青色申告決算のために

個人事業者の皆様は、通常暦年（12月31日）で事業所得に係る決算を行うこととなります。そこで正しい決算に向けて次のことにご留意ください。

□棚卸表の作成

商品、製品、仕掛品、貯蔵品については、12月31日での棚卸表を作成し保存してください。
預け商品や建設業の方の仕掛工事等にもご注意ください。

□未収入金、未払費用の計上

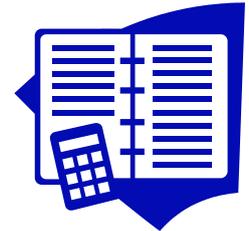
原則として平成25年に確定した収入や費用を計上することが必要です。
特に収入の計上漏れの無いようご注意ください。

□前受金、前払費用の繰り延べ

特定の支出を除き25年分の収入や経費に計上する必要はありません。
但し、24年に収入、経費に算入しなかった額の計上はお忘れなく。

□家事消費等

平成25年に家事のために消費した棚卸品・商品等は、売上金額に含める必要があります。
明細等計上根拠を残すようにしてください。また、同様に家事に係る費用は経費になりませんので合理的に計算して経費から除外してください。



平成26年1月から、記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

これまで個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方が対象とされていた記帳と帳簿書類の保存制度は、平成26年1月から所得の合計額にかかわらず、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方が対象となります。

なお、この記帳と帳簿書類の保存制度につきましては、所得税の申告が必要ない方も対象となります。
お問い合わせは、上野税務署 個人課税第1部門 (0595) 21-0289【ダイヤルイン】

=事業主の皆さまへのお知らせ= 個人住民税(県民税・市町民税)の特別徴収を徹底します

従業員(給与所得者)の個人住民税は、給与から「特別徴収」して、従業員の住所地の市町へ納めなければならないこととなっています。

- 所得税を源泉徴収して、個人住民税は特別徴収しない、ということは法令で認められていません。
- 原則として、パート・アルバイトを含むすべての従業員から特別徴収をする必要があります。
- 該当事業所には毎年5月に「給与所得等に係る市町民税・県民税特別徴収税額の決定通知書」が届きますので、特別徴収を実施していただくかなければなりません。特別徴収を怠った場合、事業主の滞納となり、滞納処分になる場合がありますので、ご注意ください。

三重県と県内全市町では、平成26年度から、個人住民税の特別徴収を徹底します。ご理解とご協力をお願いいたします。

※個人住民税の特別徴収制度について詳しいことは、伊賀市の個人住民税担当課へお問い合わせください。

記帳継続指導個別相談会のお知らせ

開催月日	時間	担当税理士	開催場所	会場所在地	電話番号
1月15日(水)	13:30~16:00	税理士 佐々木 廣明	島ヶ原支所	伊賀市島ヶ原4895	59-2010
		税理士 岡本 幸男	大山田支所	伊賀市平田950-1	47-0321

🌸🌸 次回の 会員一斉訪問実施予定日は 1月15日(水) です 🌸🌸

当日は各支所の事務所を閉めさせていただきますので、ご了承下さい。15日にお伺いできない場合は17日頃までにお伺いいたします。当日のご連絡は本所(☎45-2210)までお願いいたします。

《貸付金利の状況》

(平成25年12月1日現在)

日本政策金融公庫	普通貸付	1.90%	→
	経営改善貸付(無担保・無保証人)	1.60%	→
三重県融資制度	小規模事業資金(第三者保証不要・別途保証料)	1.75%	→
商工貯蓄共済制度	一般(保証料不要)	1.675%~2.075%	→
	保証協会保証付(別途保証料)	1.55%	→

年末・年始業務のお知らせ

【年末】 12月27日(金) 御用納め

【年始】 1月6日(月) 業務開始

伊賀市商工会の年末・年始の業務は左記の通り
ですので、よろしくお願い致します。



会員の皆様、よいお年をお迎えください。

